

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A-1 次の記述は、登録を受けて開設する無線局について述べたものである。電波法（第4条及び第27条の18）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他 A 他無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B のみを使用するものを C 開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- ② ①の総務大臣の登録を受けて開設する無線局は、総務大臣の免許を受けることを要しない。

A	B	C
1 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	適合表示無線設備	総務省令で定める周波数を使用して
2 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務省令で定める周波数を使用して
3 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務省令で定める区域内に
4 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	適合表示無線設備	総務省令で定める区域内に

A-2 次の記述は、周波数測定装置の備付け等について述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の A 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) B 周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力 C 以下のもの
 - (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力50ワット以下のもの
 - (6) 標準周波数局において使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

A	B	C
1 許容偏差の2分の1	26.175MHz以下の	25ワット
2 許容偏差の4分の1	26.175MHzを超える	25ワット
3 許容偏差の2分の1	26.175MHzを超える	10ワット
4 許容偏差の4分の1	26.175MHz以下の	10ワット

A-3 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について述べたものである。電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の **A** を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- 注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める **B** を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の **A** に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から **C** を経過していないとき。
- ③ ②の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士とする。

A	B	C
1 運用及び保守	無線従事者の資格	3年
2 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	3年
3 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年
4 運用及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	5年

A-4 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 **A** 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の **B** ならない。ただし、 **C** については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	妨害を与えない機能を有しなければ	遭難通信、緊急通信又は安全通信
2 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信又は安全通信
3 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を有しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信

A-5 無線局の運用に関する次の事項のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 2 船舶局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために無線局を運用するとき。
- 4 実験等無線局を運用するとき。

A-6 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A-7 次の記述は、船舶局等の運用について述べたものである。電波法（第62条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために B ことを求めることができる。
- ③ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、 C 又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中	必要な措置を執る	通信の順序若しくは時刻
2 航行中及び航行の準備中	当該船舶局の運用を停止する	通信の順序若しくは時刻
3 航行中及び航行の準備中	必要な措置を執る	空中線電力
4 航行中	当該船舶局の運用を停止する	空中線電力

A-8 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第66条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥る虞がある場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- 3 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。

A-9 緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 2 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- 3 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局、海岸地球局又は船舶局の責任者に通報するとともに無線局運用規則第59条（各局宛て同報）の規定により通信可能の範囲内にあるすべての無線局にその緊急通報を送信しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

A-10 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、業務を満足に行うために必要な最小限の電力で輻射しなければならない。
- 2 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 3 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 4 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくは紛らわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- 5 混信を避けるために、送信機及び受信機の選択及び使用は、無線通信規則第3条（局の技術特性）の規定に従わなければならない。

A-11 次の呼出し又は送信のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は送信に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- 2 G1B電波406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.037MHz又は406.04MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信
- 3 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するもの）の送信
- 4 遭難警報又は遭難警報の中継の送信

A-12 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知し、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- 4 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 5 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

A-13 総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 3 無線局の免許人は、無線局が外国において当該外国の主管庁による検査を受け、検査の結果について指示を受けたときは、総務省令で定める手続により、その事実及び措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- 5 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-14 次の記述は、遭難警報について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が A にさらされており、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯における B の使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、 C にその遭難警報の内容を通報しなければならない。

- | A | B | C |
|-------------|-----------|---------------------|
| 1 重大かつ急迫な危険 | 直接印刷電信 | 船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部 |
| 2 重大かつ急迫な危険 | デジタル選択呼出し | 船舶の指揮者又は責任者 |
| 3 何らかの危険 | 直接印刷電信 | 船舶の指揮者又は責任者 |
| 4 何らかの危険 | デジタル選択呼出し | 船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部 |

A-15 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（以下「GMDSS」という。）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件について述べたものである。船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW条約」という。）の附属書第4章第4-2規則（GMDSSの下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する者は、 A が発給し又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- ② 海上における人命の安全のための国際条約により B を備えることが要求される船舶において業務を行うため、STCW条約の附属書第4章第4-2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。
- (1) 18歳以上であること。
- (2) 承認された C、かつ、STCWコードA部（STCW条約の附属書の規定に関する強制基準）第4-2節に規定する能力の基準を満たすこと。

A	B	C
1 自国の法令に基づき所管官庁	救難設備	教育及び訓練を修了し
2 無線通信規則に基づき主管庁	無線設備	教育及び訓練を修了し
3 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	実務経歴を有し
4 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	実務経歴を有し

B-1 海上移動業務の無線局の免許の内容の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- イ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ウ 変更検査（電波法第18条の検査をいう。）は、変更検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。
- エ 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式又は周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- オ 無線局の免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

B-2 次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 ア を使用するものの空中線は、 イ に設置されたものでなければならない。
- ② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、 ウ を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ④ 義務船舶局に備えなければならない エ 及び無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備は、 オ できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認め、て別に告示する無線設備については、適用しない。

1 J3E電波2,182kHz	2 F3E電波156.8MHz	3 航海船橋の近く
4 船舶のできる限り上部	5 遭難通信及び航行の安全に関する通信	6 遭難通信
7 衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダ	8 衛星非常用位置指示無線標識	
9 通常操船する場所から遠隔制御	10 主たる通信操作を行う場所から遠隔制御	

B-3 無線局の主任無線従事者の要件に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、主任無線従事者について適合しなければならない要件に該当するものを1、この要件に該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- イ 無線局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、無線局の無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。
- ウ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線局の無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- エ 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けなければ、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行ってはならない。
- オ 無線局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載した事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を運用する場合においては、、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 については、この限りでない。
 - (1) 免許状に記載された であること。
 - (2) 通信を行うため ものであること。
- ③ ①又は②の(1)に違反して無線局を運用した者は、 に処する。

- | | | |
|------------------------|------------|-----------------------|
| 1 無線設備の設置場所 | 2 無線設備 | 3 遭難通信 |
| 4 遭難通信、緊急通信及び安全通信 | 5 ところによるもの | 6 ものの範囲内 |
| 7 必要最小の | 8 十分余裕のある | 9 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 10 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | | |

B-5 海上移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法又は電波法に基づく命令に違反して運用した無線局を認めるときは、その事実を無線業務日誌に記載する。
- イ 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 通信の開始及び終了の時刻
 - (2) 相手局の識別信号
 - (3) 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
 - (4) 使用した空中線電力
 - (5) 通信事項の区別及び通信事項別時間
 - (6) 相手局から通知を受けた事項の概要
 - (7) その他参考となる事項
- ウ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- エ 免許人は、使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から5年間保存しなければならない。
- オ 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局においては、協定世界時とする。